

日 時：平成24年2月16日（木）15時～

場 所：倉敷市役所 議会棟3階 第2会議室

## 倉敷市廃棄物減量等推進審議会委嘱式

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員自己紹介
- 5 担当部署職員紹介

## 第1回倉敷市廃棄物減量等推進審議会

- 1 倉敷市廃棄物減量等推進審議会説明  
(審議会の位置付け, 市と審議会の役割)
- 2 会長, 副会長の選出
- 3 議事
  - (1) し尿処理手数料の見直しについて
  - (2) 倉敷市一般廃棄物処理基本計画(くらしキック20)の進捗状況について
  - (3) 平成23年度ごみ排出量の現状について
  - (4) 今後の施策について
  - (5) その他
- 4 閉 会

## 目次

◆ 倉敷市廃棄物減量等推進審議会（第10次）委員（50音順） .....	- 2 -
◆ 倉敷市廃棄物減量等推進審議会事務局 .....	- 3 -
◆ 倉敷市廃棄物減量等推進審議会について .....	- 4 -
1. し尿処理手数料の見直しについて .....	- 5 -
1. 現在の手数料 .....	- 5 -
2. 算定手順 .....	- 5 -
3. 算定結果 .....	- 6 -
2. 倉敷市一般廃棄物処理基本計画(くらしキック 20)の進捗状況について .....	- 7 -
1. 一般廃棄物処理基本計画とは .....	- 7 -
2. ごみの減量とリサイクル率の削減目標 .....	- 7 -
3. 目標達成に向けた施策 .....	- 7 -
(1) 排出抑制に関する施策 .....	- 7 -
(2) 分別徹底に関する施策 .....	- 8 -
(3) 環境教育に関する施策 .....	- 8 -
(4) 情報提供に関する施策 .....	- 8 -
(5) その他の施策 .....	- 8 -
4. 目標達成への進捗状況 .....	- 9 -
(1) 取り組み施策 .....	- 9 -
(2) 排出量の推移 .....	- 10 -
(3) リサイクル率の推移 .....	- 11 -
(4) 最終処分量の推移 .....	- 11 -
3. 平成23年度ごみ排出量の現状について .....	- 12 -
1. 4月～12月までの前年比較 .....	- 12 -
(1) ごみ種別内訳 .....	- 12 -
(2) 燃やせるごみの内訳 .....	- 13 -
(3) 資源ごみ量の月別推移 .....	- 13 -
4. 今後の施策について .....	- 14 -
1. 目的 .....	- 14 -
2. 家庭ごみ排出の現状 .....	- 14 -
3. 具体的施策 .....	- 14 -

◆ 倉敷市廃棄物減量等推進審議会（第10次）委員（50音順）

所 属	役職名	審議会委員
岡山大学 研究推進産学官連携機構	社会連携本部 本部長	アオヤマ イサオ 青山 勲
イーブくらしきネットワーク	代表	イケダ ミ エ コ 池田 三重子
倉敷市環境衛生協議会	家庭ごみ減量化部会 副部長	イシイ エツコ 石井 悦子
市民公募（公募）		イシイ ゼンゾウ 石井 善三
倉敷商工会議所	専務理事	カトウ キョウジ 加藤 清次
倉敷市愛育委員会連合会	会長	サトウ チ ズ コ 佐藤 千津子
倉敷市再生資源事業協同組合	理事	タノウエ マコト 田之上 眞
市民代表（公募）		トイ レイコ 戸井 玲子
倉敷市栄養改善協議会	理事	ナカトウ チ ヨ カ 中藤 千代香
イオンモール(株) イオンモール倉敷	センター長	ナカニシ マナブ 中西 学
倉敷市婦人協議会	真備婦人協議会 副会長	ハットリ サダコ 服部 貞子
くらしき作陽大学	講師	ヒグチ トモユキ 樋口 智之
倉敷市議会議員	市民環境委員会 副委員長	フジワラ カオリコ 藤原 薫子
倉敷美誠清掃協同組合	代表理事	フルカワ エツオ 古川 悦生
倉敷ファッションセンター(株)	専務取締役	マツモト タカシゲ 松本 隆茂
倉敷市議会議員	市民環境委員会 委員長	モリワケ トシアキ 森分 敏明
地域リーダー養成講座修了生		ヤマモト フ ミ エ 山本 富美枝

◆ 倉敷市廃棄物減量等推進審議会事務局

所 属	役職名	氏 名
環境リサイクル局	局 長	モノベ ケンジ 物部 健二
リサイクル推進部	部 長	キモト ユキハル 木元 幸治
リサイクル推進部	次 長	クロダ テツロウ 黒田 哲朗
リサイクル推進部	副参事	ナカダチ ケンジ 仲達 賢二
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	課長補佐	トヨタ コウジ 豊田 浩二
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	主 幹 兼企画係長	ホカ ムラ ヒロユキ 外村 博之
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	リサイクル推進 係 長	ヤナギサワ ヒロフミ 柳澤 博文
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	指 導 係 長	シミズ ケイシ 清水 計旨
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	管 理 係 長	タジマ ジン 田島 仁
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	企画係 主 事	ウツミ マサオミ 内海 将臣

## ◆ 倉敷市廃棄物減量等推進審議会について

### 1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）第5条の7の規定により、市民、事業者及び行政が一体となって、一般廃棄物（以下「廃棄物」という）の排出を抑制するとともに、廃棄物の減量化、資源化、再生利用等を積極的に推進し、使い捨て社会からリサイクル社会への転換を目指し、もって生活環境の保全を図るため、倉敷市廃棄物減量等推進審議会を設置する。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第5条の7 抜粋）

市町村は、その区域における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

### 2. 審議会と行政の役割

#### （1）審議会の役割

- ・ 審議会とは、地方自治法（第138条の4第3項）に基づき設置された、執行機関（行政）の附属機関である。
- ・ 当審議会では、廃棄物減量等の推進について審議し、会としての意見、答申を述べることを役割としている。

（地方自治法 第138条の4第3項 抜粋）

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

#### （2）行政の役割

審議会の意見、答申を尊重し、個々の行政施策を責任を持って決定、実施することを役割としている。

### 3. 審議事項

- （1）廃棄物の実態把握、調査及び研究に関すること。
- （2）廃棄物の減量化に係る普及及び啓発の活動に関すること。
- （3）廃棄物の減量化、資源化、再生利用等の促進に関すること。
- （4）倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に規定する一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の改定に関すること。
- （5）前4項に掲げるもののほか必要な事項に関すること。

### 4. 組織

- （1）学識経験者
- （2）事業者団体の代表者
- （3）廃棄物再生事業者団体の代表
- （4）市民
- （5）前4項に掲げるもののほか市長が必要と認める。

## 1. し尿処理手数料の見直しについて

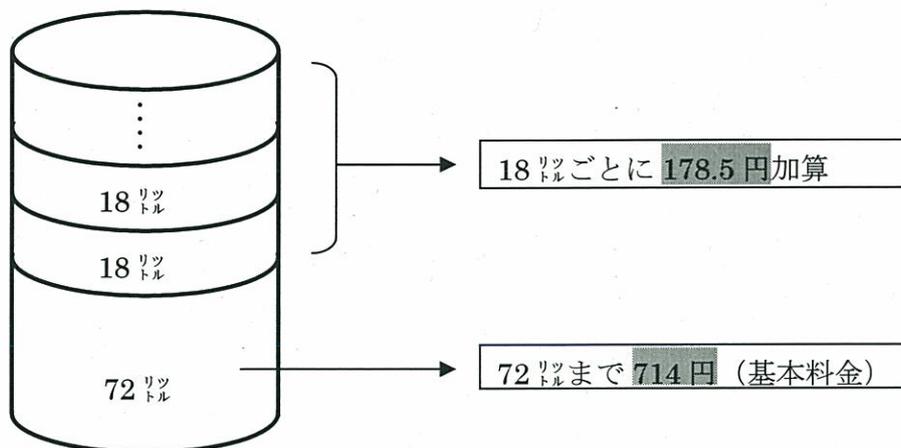
倉敷市におけるし尿の収集は、児島地区のみ直営で収集し、その他の地区は17の許可業者が収集しています。市内のし尿の汲取り量は、下水道の整備に伴い、年々減少（H18：47,839kl → H22：36,680kl）を続けています。

倉敷市のし尿処理手数料は、条例で18ℓあたり178.5円と定められており、許可業者は条例で定める額を超えて市民から徴収することはできません。（廃掃法第7条第12項）

平成18年度に手数料の見直し（据え置き）を行ってから5年経過し、改めて手数料の算定を行いました。

### 1. 現在の手数料（倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条に定める）

1回ごとの汲取り手数料（10円未満は切捨て、消費税含む）



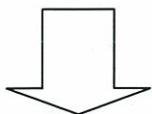
※18ℓ当たりとするのは、バキューム車のゲージが18ℓきざみとなっているため

### 2. 算定手順

別紙「一般廃棄物（し尿）収集運搬試算表」を参照

(A)

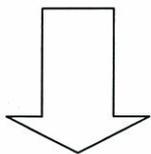
一般廃棄物（し尿）収集運搬試算表から、バキュームカー（1800ℓ積載）1台分を1箇月運行するための必要経費を求める。



平成18年度 2,041,135円

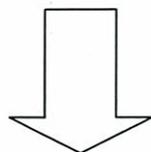
平成23年度 1,519,043円

(B) 1回当たりの（タンク容量まで収集し処理場へ搬送する回数）費用を求める。  
従前は1箇月あたり100回で計算されていたが、汲み取り世帯の減少に伴う作業効率の低下により、平成23年度は1箇月あたり74回搬入に変更し計算する。  
(3回×22日+2回×4日)



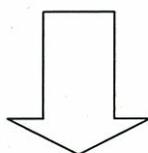
平成18年度 20,411円  
平成23年度 20,528円

(C) 18ℓ当たりの収集運搬費用額を求める。（タンクは1800ℓなので100で除する）



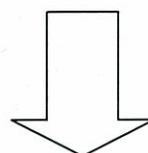
平成18年度 204円11銭  
平成23年度 205円28銭

(D) (C)で求めたし尿18ℓ当たりの収集運搬費用額から補助金(1円75銭/ℓ)を差し引く。(1円75銭×18ℓ=31円50銭)  
(市は許可業者に対し、1ℓあたり1円75銭を補助しており、市民負担の軽減を図っている。)



平成18年度 204円11銭-31円50銭=172円61銭  
平成23年度 205円28銭-31円50銭=173円78銭

(E) (D)で求めた額から10円未満を切り捨てて得た額に消費税分を加えた額が、18ℓ当たりの加算額となる。



平成18年度 172円61銭→170円(10円未満切捨て)  
平成23年度 173円78銭→170円(10円未満切捨て)  
平成23年度、18年度とも170円×1.05(消費税)=178.5円

(E)に4(72ℓ相当)を乗じて得た額が、基本額となる。

178.5円×4=714円……現状と変わらず

### 3. 算定結果

算出額(切捨て前)

H18年度見直し時	H23年度
172円61銭	173円78銭

平成23年度の18ℓ当たりの収集運搬費用は、平成18年度と比べて1円17銭上昇しているが、従量加算額は変わらず、従量基本額も変わらないため、し尿処理手数料は据置が適当と思われる。

## 2. 倉敷市一般廃棄物処理基本計画(くらしキック 20)の進捗状況について

### 1. 一般廃棄物処理基本計画とは

倉敷市は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定のに基づき、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込みや排出抑制のための方策などを定めた「倉敷市一般廃棄物処理基本計画」を平成22年1月に策定しました。

以下の3つの基本理念に基づき、長期的、総合的視点に立って、計画的に循環型社会の形成を目指すこととしています。計画の期間は平成19年度を基準年として平成36年度までの期間とし、おおむね5年ごとに見直すこととしています。

#### 【基本理念】

- ・生産、消費段階を含めた「ごみ」そのものの発生・排出抑制（5Rの実践）
- ・環境教育の充実
- ・廃棄物の減量化・資源化の推進及び適正処理

### 2. ごみの減量とリサイクル率の向上目標

平成19年度を基準として平成36年度までに

#### ◆ごみの排出量を20%以上削減する！

家庭ごみ：1人1日当たり、587gから**118g以上減量**する！  
事業ごみ：**14,737t以上減量**する！

#### ◆リサイクル率を10%以上向上させる！

平成19年度45.4%より**10%以上向上**させる！

#### ◆最終処分量を20%以上削減する！

平成19年度6,208tより**20%以上減量**する！

### 3. 目標達成に向けた施策

#### (1) 排出抑制に関する施策

No.	施策	新規・継続	方向性	実施効果	
				排出量	資源化率
1-01	生ごみ処理容器購入費補助事業の推進	継続・発展	拡大推進	▲1.22%	0.48%
1-02	生ごみ資源化事業の推進	継続・発展	拡大推進	▲1.22%	0.48%
1-03	生ごみ水切り推進	新規	検討・実施	▲1.13%	0.45%
1-04	マイバッグ・マイ箸運動の推進	継続・発展	拡大推進	▲0.09%	0.04%
1-05	標準的な排出枚数の公表	新規	検討・実施	▲3.73%	1.51%
1-06	経済的な動機付け手法の導入	継続・発展	継続	▲3.93%	1.59%
1-07	倉敷市家庭用品再利用銀行の支援	継続・発展	拡大推進	▲0.10%	0.04%
1-08	剪定枝資源化支援事業の検討	新規	検討実施	▲0.10%	0.04%
1-09	個別減量目標の公表と取り組みの推進	新規	検討・実施	▲3.93%	1.59%
1-10	レジ袋削減に向けた取り組み	新規	検討・実施	▲0.09%	0.04%
1-11	大型生ごみ処理機導入補助制度の検討	新規	検討・実施	▲0.22%	0.09%
1-12	事業ごみ処理手数料の検討	継続・発展	検討・見直し	▲4.25%	1.73%
1-13	一般廃棄物減量資源化計画書の提出の指導	継続・発展	拡大推進	▲4.25%	1.73%

(2) 分別徹底に関する施策

No.	施策	新規・継続	方向性	実施効果	
				排出量	資源化率
2-01	分別徹底の推進	継続・発展	拡大推進	▲0.74%	0.64%
2-02	外国人への分別徹底の推進	新規	検討・実施	▲0.74%	0.64%
2-03	指定ごみ袋導入の検討	新規	検討	▲0.74%	0.64%
2-04	ごみステーションでの指導実施	継続・発展	拡大推進	▲0.74%	0.64%
2-05	地域美化推進員の機能拡充	継続・発展	拡大推進	▲0.74%	0.64%
2-06	空き缶つぶし機の貸出の拡大	継続・発展	拡大推進	▲0.74%	0.64%
2-07	ペットボトル回収の充実	新規	実施	▲0.74%	0.64%
2-08	常設リサイクルステーション設置の検討	検討・実施	検討・実施	▲0.74%	0.64%
2-09	ごみ減量化協力団体報奨金交付制度の推進	拡大推進	拡大推進	▲0.74%	0.64%
2-10	事業ごみ適正処理指導	拡大推進	拡大推進	▲4.04%	1.63%
2-11	不燃ごみ・混成ごみの受入拒否・資源化の推進	検討・実施	検討・実施	▲2.40%	0.96%
2-12	事業系紙類の民間リサイクルの推進	検討・実施	検討・実施	▲2.40%	0.96%
2-13	オフィス町内会の推進	新規	検討・実施	▲2.40%	0.96%
2-14	資源化の推進に向けた一般廃棄物処分業許可	拡大推進	拡大推進	▲2.40%	0.96%

(3) 環境教育に関する施策

No.	施策	新規・継続	方向性	実施効果	
				排出量	資源化率
3-01	ごみ処理等施設見学会の開催	新規	検討・実施	(1)排出抑制、(2)分別徹底、資源化施策の効果に含む。	
3-02	環境教育メニューの提供	新規	検討・実施		
3-03	市で行う他のイベント・学習会での講座	新規	検討・実施		
3-04	子供向け環境情報の提供	新規	検討・実施		
3-05	出前講座の推進	継続・発展	拡大推進		
3-06	環境訪問授業の推進	継続・発展	拡大推進		
3-07	意見交換会の開催	新規	検討・実施		
3-08	親子で取り組む環境教育イベントの開催	新規	検討・実施		
3-09	学校で出来る取り組みの紹介	新規	検討・実施		
3-10	企業見学会の企画・紹介	新規	検討・実施		
3-11	環境副読本の作成	新規	検討・実施		
3-12	環境家計簿(ごみ版)の作成	新規	検討・実施		
3-13	親子クリーン作戦の開催	新規	検討・実施		
3-14	小学校における資源回収の実施	新規	検討・実施		
3-15	ダンボール堆肥の紹介	新規	検討・実施		
3-16	リサイクル研修・体験講座の推進	拡大推進	拡大推進		

(4) 情報提供に関する施策

No.	施策	新規・継続	方向性	実施効果	
				排出量	資源化率
4-01	クルクルセンターを拠点とした啓発	継続・発展	拡大推進	(1)排出抑制、(2)分別徹底、資源化施策の効果に含む。	
4-02	広報紙による情報提供・啓発の充実・拡大	継続・発展	拡大推進		
4-03	暮らしとごみ展の開催	継続・発展	拡大推進		
4-04	リサイクルフェアの開催	継続・発展	拡大推進		
4-05	ごみガイドブック・パンフレットの作成・配布	継続・発展	拡大推進		
4-06	インターネットによる情報提供や普及啓発の充実	継続・発展	拡大推進		
4-07	イベント等における情報提供や啓発活動の実施	継続・発展	拡大推進		
4-08	清掃指導員の配置継続	継続	継続		

(5) その他の施策

No.	施策	新規・継続	方向性	実施効果	
				排出量	資源化率
5-01	拡大生産者責任の徹底	継続・発展	拡大推進	(1)排出抑制、(2)分別徹底、資源化施策の効果に含む。	
5-02	エコショップ、エコレストランの推進	新規	拡大推進		
5-03	NPOとの協働	新規	拡大推進		
5-04	環境物品等の使用促進	継続・発展	拡大推進		
5-05	不法投棄対策	継続	拡大推進		
5-06	市民の自主的な取り組みを奨励する制度の実施	新規	拡大推進		
5-07	環境マネジメントシステムの紹介	新規	拡大推進		

#### 4. 目標達成への進捗状況

##### (1) 取り組み施策

###### ◆定例的な施策

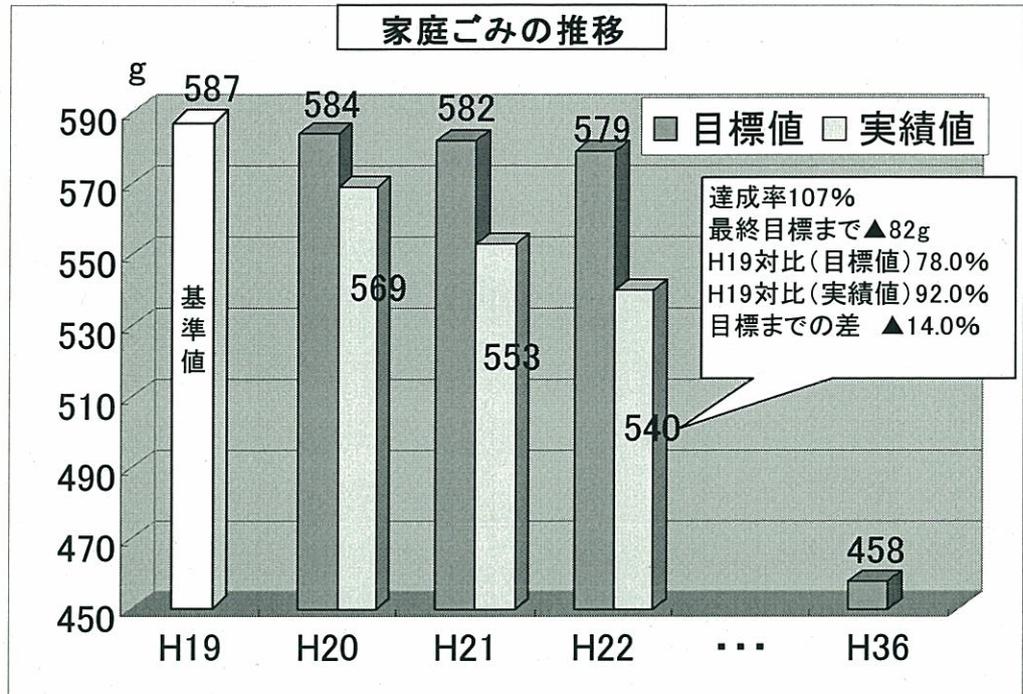
該当 No	実施施策
1-01	生ごみ処理容器購入費補助事業の推進（随時）
1-02	船穂町での生ごみ資源化事業の推進
1-04	毎月 10 日 県下統一ノーレジ袋デーの継続啓発 大型店舗で市民団体とマイバッグ運動を実施
2-04	各ごみステーションにおける早朝啓発（随時）
2-09	ごみ減量化協力団体報奨金交付制度の推進（年 2 回の交付）
2-10	事業ごみの搬入検査の実施 毎月 3 回実施
1-13,2-10	大規模事業所への戸別訪問指導
3-05	出前講座「ごみ減量とリサイクル」「家庭ごみの正しい出し方」の実施 （随時）
3-05,09	環境教育講座の実施（随時 対象：小中高等学校 住民団体）
4-01	クルクル講座（リサイクル体験）の実施 通年月 2 回実施
4-04	クルクルセンターにてリサイクルフェアを実施
4-06	メールマガジンによる 5 R の推進（毎月 1 日，10 日，20 日に配信）

###### ◆その他の施策

平成 22 年度		
該当 No	実施月	実施施策
2-02	3 月	家庭ごみの出し方を市内全世帯へ配布し，英語版・中国語版・ポルトガル語版を発行
4-07	6 月	イオンモール倉敷にて環境イベントを実施（2 日間）
1-04,10 5-02	8 月	倉敷市マイバッグ・マイ箸運動推進協力店認定制度実施要綱の制定
4-02,05	9 月	広報くらしき 10 月号別冊にて 「持っていますか？マイバッグ，マイ箸」パンフレット配布
2-01,04	11 月～ 3 月	ごみ適正分別等啓発事業（緊急雇用対策事業）により，ごみステーション巡回指導啓発を実施
平成 23 年度		
2-14	5 月	倉敷市一般廃棄物処理施設設置等指導要綱制定
4-05	8 月	環境衛生協議会を通じて「ペットボトルは資源ごみです！」のパンフレットを全戸回覧
5-06	9 月	倉敷市 5 R 推進事業優良事業者表彰制度実施要綱制定
4-02,05	9 月	広報くらしき 10 月号別冊にて 「Let' s リサイクル！」のパンフレットを全戸配布
4-02	2 月	広報くらしき 2 月号にて 緊急特集「ごみが増えています！」を掲載

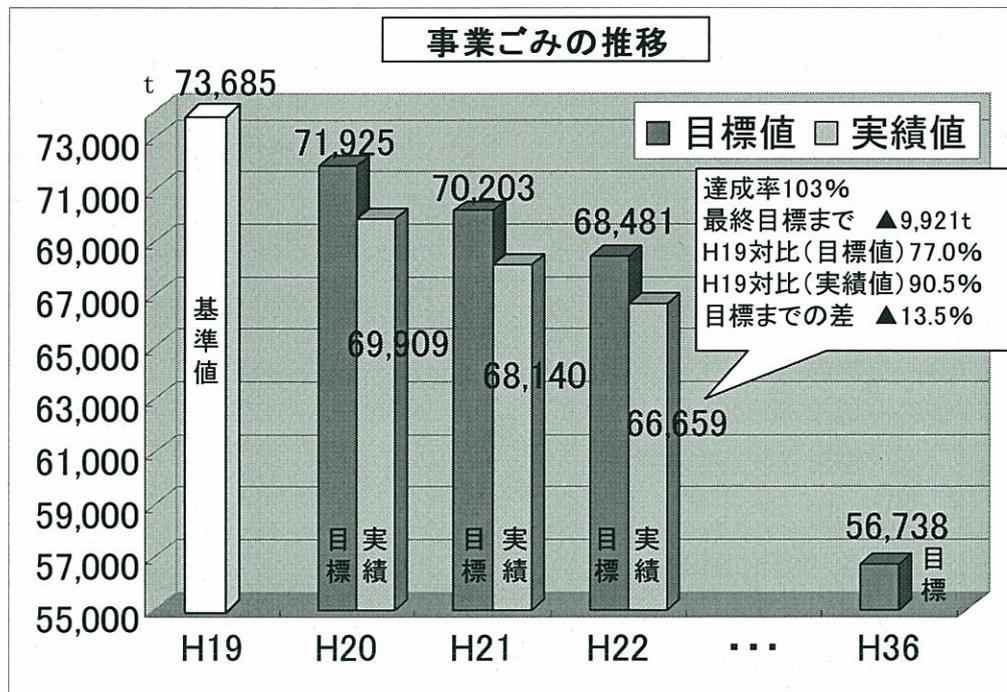
(2) 排出量の推移

◆◆ 家庭ごみの部 ◆◆



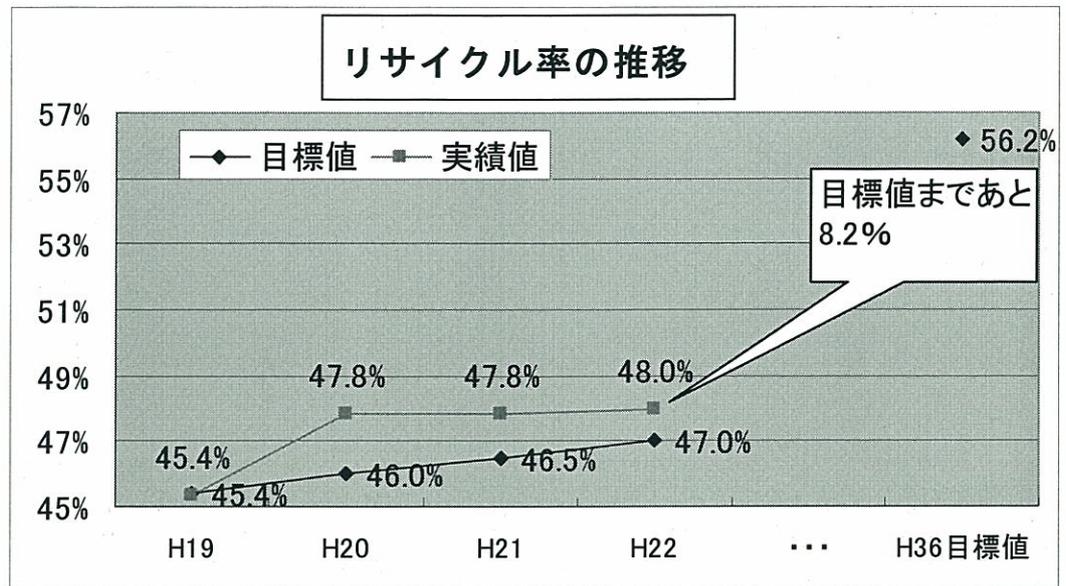
順調に家庭ごみは減少していますが、最終目標まで残り 82 g 減少させる必要があります。平成 36 年度の目標に向け、5 種 14 分別の徹底や「食べ残しをしない」、  
「水切りを徹底する」など市民への呼びかけを一層推進していく必要があります。

◆◆ 事業ごみの部 ◆◆



順調に事業ごみも減少しており、家庭ごみと同様に、目標達成に向けて、ごみの減量などを事業者へ呼びかける必要があります。

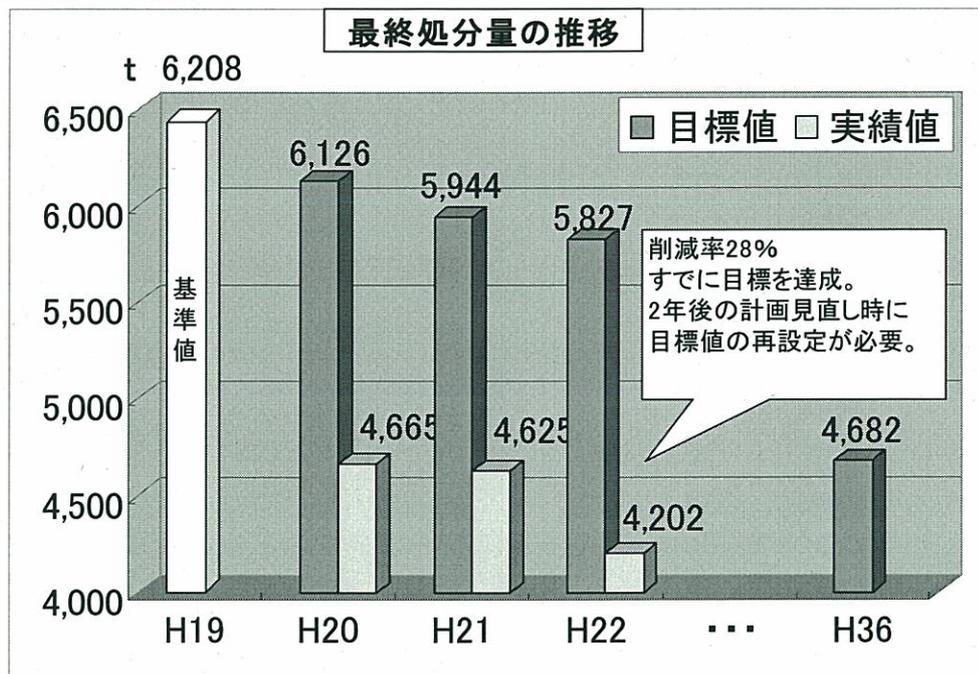
(3) リサイクル率の推移



平成 20 年度以降、リサイクル率は約 48%で推移し、各年度目標値は上回っているものの、伸び悩んでいる状況です。

目標達成に向けて、今後も 5 種 14 分別の徹底やくらしきキック 20 に掲げる施策を実施していく必要があります。

(4) 最終処分量の推移



最終処分量については、平成 19 年度対比で 28%の減量となっており、既に目標値を超えています。これはペットボトルの普及により、びんの生産が減少したことや一部の一般廃棄物処理業許可業者がびんの処理方法をリサイクルルートへ変更したことが最終処分量の減量に寄与しています。

2 年後の計画見直し時には新たな目標値を再設定して、今後も可能な限りの減量に務める必要があります。

### 3. 平成23年度ごみ排出量の現状について

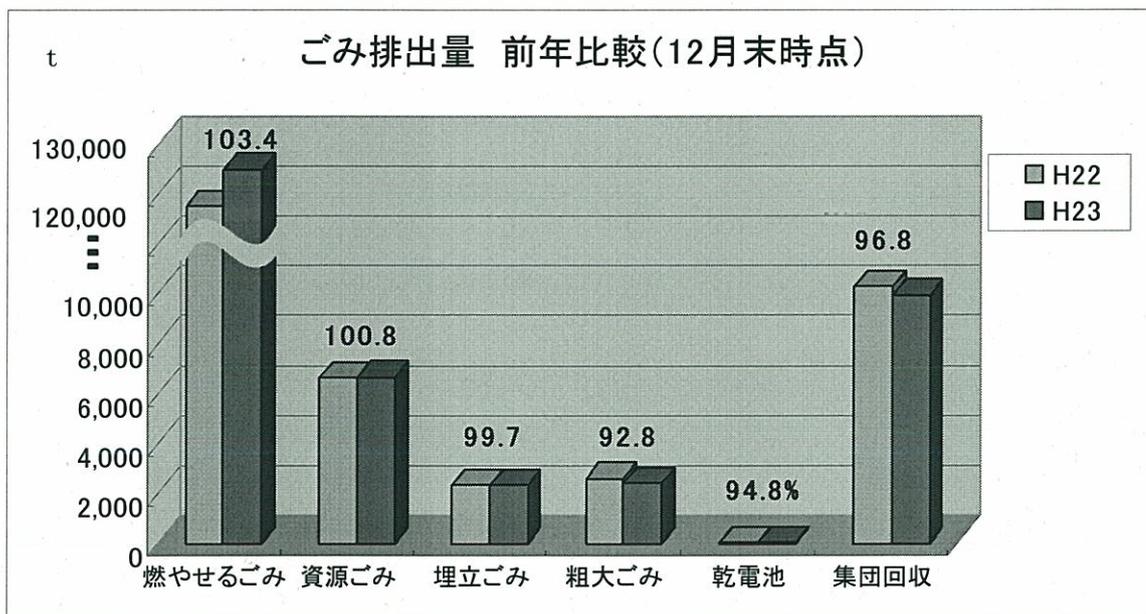
#### 1. 4月～12月までの前年比較

##### (1) ごみ種別内訳

総排出量は145,965トンで前年同時期と比較して2.6%増加しています。

総排出量が増加すれば、資源ごみ等の他のごみ種も比例して増加するはずですが、燃やせるごみ量のみ増加しています。

ごみ種	H22	H23	前年対比
燃やせるごみ	120,426	124,571	103.4%
資源ごみ	6,601	6,655	100.8%
埋立ごみ	2,321	2,313	99.7%
粗大ごみ	2,601	2,413	92.8%
乾電池	55	52	94.8%
集団回収	10,289	9,961	96.8%
合計	142,293	145,965	102.6%



燃やせるごみについては、平成23年9月の台風12号の影響もありますが、その量をはるかに上回る増加量となっています。

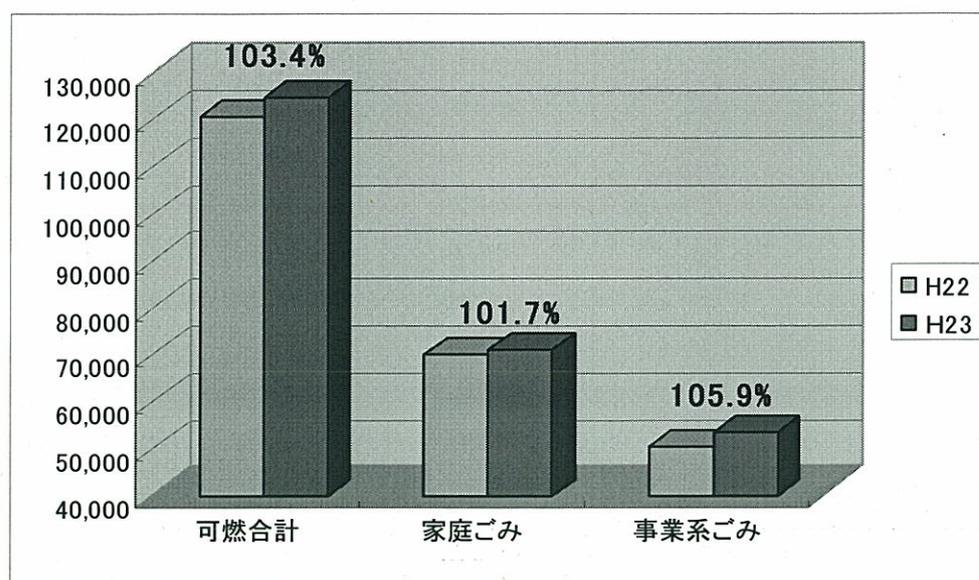
資源ごみ(ステーション収集)は横ばいですが、集団回収が大きく減少しているため、資源ごみ総量としては、大きく減少しています。

資源ごみが減少し、燃やせるごみが増加するということは、燃やせるごみに混入されている資源ごみが大幅に増えたことが原因の一つと考えられ、市・市民・事業者がそれぞれ危機感を持って、5種14分別を徹底していく必要があります。

## (2) 燃やせるごみの内訳

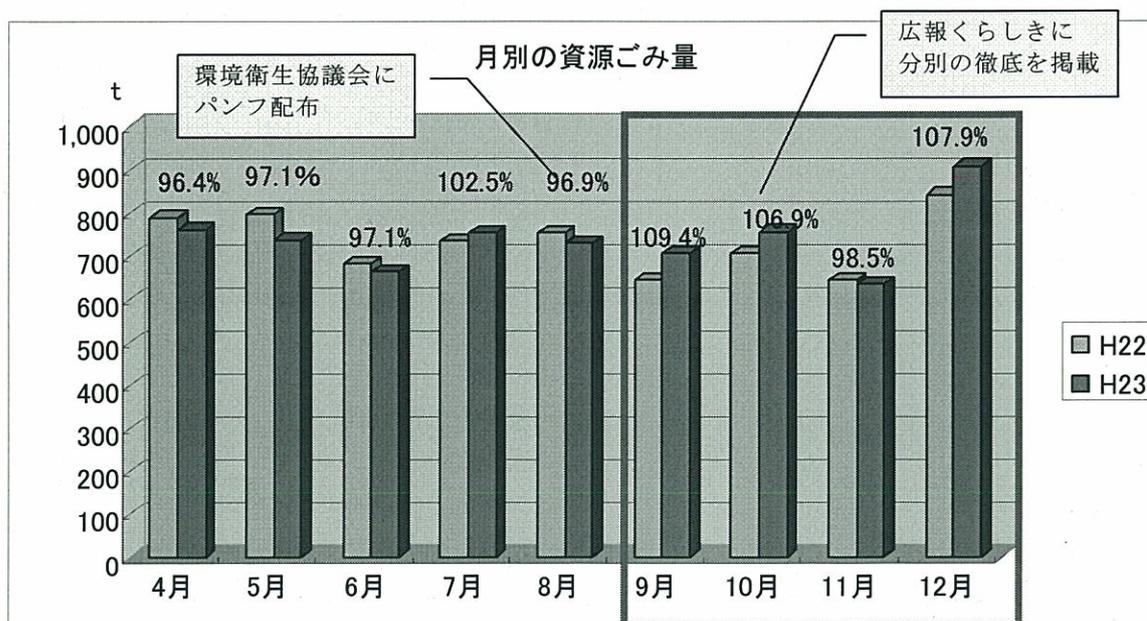
燃やせるごみを家庭ごみと事業ごみに見ると、家庭ごみが1.7%増、事業ごみが5.9%増と事業ごみの増加が際立っています。

ごみ種	4月～12月		
	H22	H23	前年比率
可燃合計	120,426	124,571	103.4%
家庭ごみ	70,028	71,190	101.7%
事業ごみ	50,398	53,381	105.9%



## (3) 資源ごみ量の月別推移

8月に「ペットボトルは資源ごみです！」のパフレットを環境衛生協議会へ配布し、10月の広報くらしきの別冊に「Let's リサイクル」のパフレットを全戸配布した結果、資源ごみの回収量は大幅に増加しました。



## 4. 今後の施策について

### 1. 目的

ごみの排出抑制や分別(5種14分別)の徹底を1人でも多くの市民・事業者にも周知し、市・市民・事業者が一体となって、増加傾向にある市内のごみ排出量を抑制する。

### 2. 家庭ごみ排出の現状

平成24年1月5日(木)と6日(金)の市内ごみステーションを巡回し、ごみの排出状況をチェックしました。(以下の画像を参照)



### 3. 具体的施策

#### (1) 家庭ごみ

- ・ 広報紙による適正排出啓発パンフレットの全戸配布
- ・ 各地区の環境衛生協議会へ「適正排出の周知・徹底」を依頼
- ・ 各ステーションにおける早朝啓発の実施
- ・ 不適正排出物通知(このごみは収集できません)シールの徹底
- ・ 小学校への出前体験講座の実施
- ・ ごみの組成分析による実態把握

#### (2) 事業ごみ

- ・ 許可業者の搬入検査の拡大・強化
- ・ 事業系用パンフレット(LET'S スリム)更新